

重要事項説明書（訪問看護・介護予防訪問看護）

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、平成11年3月31日厚生省令第37号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）第74条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人社団 新村病院
主たる事務所の所在地	石川県白山市月橋町722番地12
法人種別	医療法人
代表者名	新村 篤史
設立年月日	平成13年6月1日
電話番号	076-273-0100
ファクシミリ番号	076-273-0019
ホームページアドレス	http://www.shimmura.or.jp/

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	新村病院
事業所の種類・指定番号	石川県1712210556号
所在地	石川県白山市月橋町722番地12
電話番号	076-273-0100
ファクシミリ番号	076-273-0019
開設年月日	平成13年6月1日
管理者の氏名	新村 篤史
サービス提供地域	石川県白山市（旧鶴来町内）
実施しているその他の事業	医療

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	（運営規程記載内容の要約） 要介護状態または要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。
運営の方針	（運営規程記載内容の要約） 事業所の従事者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切看護を行い、利用者の心身の機能維持回復を図る。

	<p>訪問介護などの実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿った看護計画的に行う。</p> <p>訪問看護等の実施にあたっては、関係市町村・地域包括支援センター・地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</p> <p>拘束につきましては、利用者の尊厳を重視し緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないで済むよう運営いたします。やむをえない場合は事前にご家族様の了解を得て最低限の拘束を行うことがあるとしても、出来るだけ短時間に、さらには実施しないで済むように努力いたします。</p>
--	--

4. ご利用事業所の職員体制

看護師	2人以上	常勤2名以上 昼勤（午前8時～午後5時30分）2名以上
-----	------	--------------------------------

5. 営業時間

営業日	毎週 月～土曜日
営業時間	午前8時30分～12時 午後1時30分～5時30分（水・土午後休診）

6. 提供するサービス内容

医師	要介護者の状態を把握し適切な訪問看護を指示する
看護師	医師の指示に基づく訪問看護

7. 利用料

- (1) 介護保険の適用を受けるサービス（利用料1～3割が自己負担）
 - (2) 介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）
 - (3) その他の費用（全額自己負担）
- があります。

(1) 介護保険の適用を受けるサービス

① 訪問看護サービス (1 単位 10 円の場合)

		20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間半未満
利用料金		2630 円	3960 円	5690 円	8360 円
自己負担額	(1 割)	263 円	396 円	569 円	836 円
	(2 割)	526 円	792 円	1138 円	1672 円
	(3 割)	789 円	1188 円	1707 円	2508 円

② 介護予防訪問看護サービス (1 単位 10 円の場合)

		20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間半未満
利用料金		2530 円	3790 円	5480 円	8070 円
自己負担額	(1 割)	253 円	379 円	548 円	807 円
	(2 割)	506 円	758 円	1096 円	1614 円
	(3 割)	759 円	1137 円	1644 円	2421 円

【加算】

以下の時間帯は、次の割合で上記利用料に加算されます。

早朝 (6 時～8 時) ・夜間 (18 時～22 時) 25%

深夜 (22 時～翌朝 6 時) 50%

(2) 介護保険の適用を受けないサービス

① 介護保険の支給限度額を超えるサービス

利用料は利用者の全額自己負担となります。

(3) 利用料、その誰の費用の請求および支払い方法について

利用者	ア 利用料ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 請求書は利用明細を添えて利用者宛にお届けします。
利用料、その他の費用の支払い	ア サービス提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、現金にてお支払い下さい。 イ お支払いを確認しましたら、必ず請求書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

8. 苦情申立窓口

【事業者の窓口】 医療法人社団 新村病院	ご利用時間	月・火・木・金 午前8時30分～午後5時30分 水・土 午前8時30分～午後12時
	ご利用方法	電話 076-273-0100 FAX 076-273-0019 面接 白山市月橋町722番地12 相談担当者氏名 新村 篤史
【市町村の窓口】 白山市役所 長寿介護課	ご利用方法	電話 076-274-9529 FAX 076-275-2211 面接 白山市倉光2丁目1
【公的団体の窓口】 石川県国民健康保険団体 連合会	ご利用方法	電話 076-261-5191 面接 金沢市幸町12番1号石川県幸町庁舎4階

9. 担当看護職員をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当看護職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご説明ください。	ア 相談担当者氏名 新村篤史 イ 連絡先電話番号 076-273-0100 同 FAX番号 076-273-0019 ウ 受付日および受付時間 月・火・木・金 (8時30分～17時30分) 水・土 (8時30分～12時30分)
--	--

※ 担当看護職員の変更に関しましては、ご利用者のご希望を尊重して調整を行いますが、当事務所の人員体制などのより、ご希望にそえない場合もありますので予めご了承ください。

10. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 また、緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

1 1. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>事業者は、利用者から予め個人情報提供同意書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>当事務所は、お客様の求めに従って、お客様ご自身に関する情報（ご利用記録、サービス提供記録、その他）を開示しております。遠慮なくお尋ねください。</p> <p>ただし、ご本人あるいは身元引受人ではない方（他のご家族様等）からのご請求につきましては、当事業所所定の書面によりご本人様のご了承を得てからの情報提供になります。あらかじめご了承ください。</p>

1 2. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

<p>実施の有無</p>	<p>あり</p>
<p>実施した直近の年月日</p>	<p>2017年12月1日</p>
<p>実施した評価機関の名称</p>	<p>NPO 法人シナジースマイル</p>
<p>実施結果の開示状況</p>	<p>http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp</p>

年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、

甲1 に

甲2

対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) 居宅サービス事業者

主たる事務所所在地 白山市月橋町722番地12

名称 医療法人 新村病院 印

説明者 所属 看護部(訪問)

氏名 印

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者 住所

氏名 印

(甲2) 利用者の家族 住所

氏名 印